

の増加その他の理由により、その価額が特定参加差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。

二 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき。

三 特定参加差押不動産について、三回公売に付しても入札等がなかつた場合において、その特定参加差押不動産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

四 前三号に準ずるものとして政令で定めるとき。

3 前二項の規定により換価執行決定を取り消した税務署長は、速やかに、その旨を滞納者、換価同意行政機関等及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者（第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による換価執行決定の取消しにあつては、滞納者及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者）に通知しなければならない。

4 特定参加差押不動産については、換価同意行政機関等が行う公売その他滞納処分による売却のための

手続は、第一項又は第二項の規定により換価執行決定が取り消された後でなければ、することができない。

(換価執行決定の取消しをした税務署長による換価の続行)

第八十九条の四 特定差押えが解除された場合において、前条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による換価執行決定の取消しに係る参加差押えにつき第八十七条第一項(参加差押えの効力)の規定により差押えの効力が生ずるとき(次に掲げる場合を除く。)は、当該換価執行決定の取消しをした税務署長は、当該換価執行決定に基づき行つた換価手続を当該差押えによる換価手続とみなして、当該差押えに係る不動産(以下この条において「差押不動産」という。)につき換価を続行することができる。

- 一 差押不動産につき強制執行又は担保権の実行としての競売が開始されている場合
- 二 当該税務署長が行つた当該換価執行決定の取消しに係る参加差押えよりも先にされた交付要求がある場合

- 三 特定差押えが解除される前に特定参加差押不動産を換価したとすれば消滅する権利で、差押不動産

の換価に伴い消滅しないものがある場合

第九十三条中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第九十四条第一項中「差押財産」を「差押財産等」に改め、同条第二項中「せり売」を「競り売り」に改める。

第九十五条第一項中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第九十六条第一項に次の一号を加える。

三 換価同意行政機関等

第九十六条第二項中「債権現在額申立書の提出」を「債権額の確認方法」に改める。

第九十八条第一項及び第百二条中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第一百三条の見出しを「(競り売り)」に改め、同条第一項中「せり売」を「競り売り」に、「差押財産」を「差押財産等」に、「買受」を「買受け」に、「申込」を「申込み」に改め、同条第二項中「せり売人」を「競り売り人」に、「差押財産」を「差押財産等」に、「せり売を」を「競り売りを」に改め、同条第三項中「差押財産」を「差押財産等」に、「せり売」を「競り売り」に改める。

第九十九条第一項中「二に」を「いずれかに」に、「差押財産」を「差押財産等」に改め、同項第三号中「売却決定の取消」を「買受代金の納付の期限等」に改め、同条第三項中「差押財産」を「差押財産等」に改め、同条第四項中「公売通知等の例外」を「再公売」に、「差押財産」を「差押財産等」に、「最高価申込者等の通知等」を「入札又は競り売りの終了の告知等」に改める。

第一百七条の見出し中「国税」を「国税等」に改め、同条中「国税」の下に「（特定参加差押不動産を換価する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税又は換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る国税、地方税若しくは公課）」を加える。

第二百二十四条第一項中「また」を削り、同条第二項中「引受」を「引受け」に改め、同項第一号中「差押」を「差押え」に改め、「国税」の下に「（特定参加差押不動産を換価する場合にあつては、換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る地方税又は公課を含む。）」を加える。

第二百二十六条中「差押財産」を「差押財産等」に改める。

第二百二十八条第一項第一号中「差押財産」の下に「又は特定参加差押不動産（次条第一項第三号及び第三百三十六条（滞納処分費の範囲）において「差押財産等」という。）」を加え、同条第二項中「差押財

産」を「差押財産等」に、「按分^{あんぶん}して」を「按分^{あん}して」に改める。

第二百二十九条第一項第一号中「国税」の下に「（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税）」を加え、同項第二号中「公課」の下に「（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む。）」を加え、同項第三号中「差押財産」を「差押財産等」に改め、同項第四号中「第三者の損害賠償請求権等への配当」を「引渡命令を受けた第三者等の権利の保護」に、「自動車等についての準用規定」を「自動車、建設機械又は小型船舶の差押え」に改める。

第三百三十六条中「の差押」を「の差押え」に、「差押財産」を「差押財産等」に、「差し押えた」を「差し押さえた」に、「取立」を「取立て」に改める。

第百八十二条第二項中「差し押さえた財産」を「差押財産」に改め、同条第三項中「差し押さえた財産」を「差押財産又は参加差押不動産」に改める。

第百八十三条第二項及び第三項中「差し押さえた財産」を「差押財産」に改め、同条第四項中「差し押さえた財産」を「差押財産又は参加差押不動産」に改める。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正)

第十三条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号ロ及びハ中「場所」の下に「その他これに準ずるもの」を加え、同条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とする。

第四条の次に次の一条を加える。

(国内事業所等に関する所得税法等の特例)

第四条の二 外国居住者等については、所得税法第二条第一項第八号の四及び法人税法第二条第十二号の十九中「次に掲げるものを」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)第二条第六号(定義)に規定する国内事業所等を」として、所得税法その他所得税に関する法令の規定又は法人税法その他法人税に関する法令の規定及びこの章の規定を適用する。

第七条第一項第一号を削り、同項第二号中「並びに国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同

項第一号とし、同項第三号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第四号とし、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「並びに国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「及び国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同号を同項第四号とし、同条第九項第二号中「昭和三十七年法律第四百四十四号。」を削り、同条第二十一項及び第二十二項中「に該当する恒久的施設」及び「（当該恒久的施設に帰せられるべきものに限る。）」を削り、「の恒久的施設」を「の国内事業所等」に改め、同条第二十三項中「に該当する恒久的施設」を削り、「恒久的施設の」を「国内事業所等の」に改める。

第十条第一項中「に該当する恒久的施設」を削り、「と恒久的施設」を「と国内事業所等」に改める。

第二十条第一項中「に該当する恒久的施設以外の恒久的施設」を削り、「ものに限る」を「ものを除く」に改め、同条第二項中「、第二条第六号イに掲げる国内事業所等に帰せられるもの」を削り、同条第

三項中「及び第二条第六号イに掲げる国内事業所等に帰せられるもの」を削る。

第三十一条第二項及び第四項中「に該当する恒久的施設」を削る。

第三十七条第一項中「恒久的施設（「及び」に該当するものに限る。以下この項において「特定恒久的施設」という。）」を削り、「と特定恒久的施設」を「と国内事業所等」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十四条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項、第四項及び第六項中「第四百四十四条の二」を「第四百四十四条の二三」に改める。

第八条の二第二号中「この条」を「この項」に改め、同条第三号中「この条」を「この項」に改め、「とき」の下に「（事後に次項の規定による同意を得て使用されるときを除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2 財務大臣は、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等に係る相手国等税務当局からの要請があつたときは、前項の規定により提供した情報を当該租税条約等の相手国等の刑事事

件（当該相手国等の租税に関する刑事事件その他当該相手国等税務当局が調査を行う犯則事件を除く。以下この項において同じ。）の捜査又は審判（以下この項において「捜査等」という。）に使用することについて同意をすることができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 当該同意をすることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3 財務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を受けなければならない。

第九条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条の二、第十条の三第一項及び第十条の三の三中「第八条の二」を「第八条の二第一項」に改め

る。

第十一条第四項の表国税徴収法の項中「二部の納付」を「納付」に、「一部の任意提供」を「任意提供」に改め、「提供をいう」の下に「。第八十九条の三第二項第一号（換価執行決定の取消し）において

同じ」を加え、

属する
滞納処
するこ

を

第九十条第三項後段	<p>納付、充当、更正の一部の取消し</p> <p>ときにおいても、また同様とする</p>	<p>任意提供</p> <p>ときは、その訴訟の係間は、当該国税につき滞納分による財産の換価をする</p>
第八十九条の三第二項第一号	<p>納付、充当、更正の一部の取消し</p> <p>ときにおいても、また同様とする</p>	<p>任意提供</p> <p>ときは、その訴訟の係間は、当該国税につき滞納分による財産の換価をする</p>

に改め、「。第百五十九条第一項」の下に「(保全差押え)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の九の五」を「第三十七条の九」に、「第四十一条の四」を「第四十一条の三の三」に、「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に、「第七節 景気調整のための課税の特例(第六十六条の三)」を「第六節の二 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡の特例(第六十六条の三)」を

第七節 景気調整のための課税の特例(第六十六条の三)

に係る所得の計算の特例(第六十六条の二の二)

に、「第二十節 削除」を「第二十節 特別事業再編」

を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例（第六十八条の八十六）に、

「第六十八条の百十一」を「第六十八条の百十二」に改める。

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 一般利子等の支払を受ける居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する所得税法第九十三条及び

第六十五条の五の三の規定の適用については、同法第九十三条第一項中「の収益の分配」とあるのは

「の収益の分配（一般利子等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三条第一項（利子所得の分離課税等）の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等をいう。以下同じ。）を除く。以下

この項において同じ。）と、「同項に」とあるのは「第七十六条第三項に」と、同法第六十五条の五の三第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配（一般利子等を除く。以下この項において同じ。）と、「同項に」とあるのは「同条第三項に」とする。

第四条の五第六項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第五条の二第七項第四号及び第五条の三第四項第四号中「第百六十二条第一項」を「第二条第一項第八号の四ただし書」に、「租税条約」を「条約」に改める。

第八条の二中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する第九条の六の三及び第九条の六の四の規定の適用については、第九条の六の三第三項及び第九条の六の四第三項中「剰余金の配当の」とあるのは、「剰余金の配当（第八条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等を除く。以下この項において同じ。）の」とする。

第八条の四第一項第一号中「及び第九条の三第三号」を「、第九条の三第三号及び第九条の三の二第三項第三号」に、「及び第九条の三の二第一項第三号」を「並びに第九条の三の二第一項第三号及び第三項第三号」に改め、同条第三項第四号中「、第九十五条」を「、第九十三条、第九十五条、第百六十五条の五の三」に、「第九十五条及び第百六十五条の六中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定によ

る所得税の額」を「第九十三条第一項中「収益の分配の支払を受ける場合」とあるのは「収益の分配若しくは特定法人の配当等（租税特別措置法第九条の六第一項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当、同法第九条の六の二第一項（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）に規定する投資法人の同条第三項に規定する投資口の同条第一項に規定する配当等、特定目的信託の受益権の剰余金の配当又は同法第九条の六の四第一項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定投資信託の受益権の剰余金の配当をいう。以下同じ。）の支払又は同法第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する上場株式等の配当等（以下「特定上場株式等の配当等」という。）の交付を受ける場合（当該収益の分配、当該特定法人の配当等又は当該特定上場株式等の配当等について同法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に限る。）」と、「同項」とあるのは「第一百七十六条第三項」と、「金額」とあるのは「金額、当該特定法人の配当等に係る特定法人調整外国税相当額（同法第九条の六第三項に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額、同法第九条の六の二第三項に規定する投資法人分配時調整外国税相当額、同法第九条の六の三第三項（特定目的信託の剰余金の

配当に係る源泉徴収等の特例)に規定する特定目的信託分配時調整外国税相当額及び同法第九条の六の四第三項に規定する特定投資信託分配時調整外国税相当額をいう。以下同じ。)及び当該特定上場株式等の配当等に係る同法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額(以下「特定調整外国税相当額」という。)(「と、「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五条第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)の規定による所得税の額」と、「をその年分の所得税の額」とあるのは「をその年分の所得税の額及び同項の規定による所得税の額」と、同法第二項及び第三項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第六十六条の五の三第一項中「の支払を受ける場合(恒久的施設帰属所得に該当するものの支払」とあるのは「若しくは特定法人の配当等の支払又は特定上場株式等の配当等の交付を受ける場合(恒久的施設帰属所得に該当するものの支払又は交付を受ける場合であり、かつ、当該収益の分配、当該特定法人の配当等又

より準じて計算する」と、「又は」とあるのは「又は同項の規定により準じて計算する」に改める。

第八条の五第一項中「除外したところにより、同法」を「除外し、かつ、同法第九十三条第一項又は第百六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額（以下この項及び次項において「分配時調整外国税相当額」という。）の計算上当該利子等又は配当等に係る分配時調整外国税相当額を除外したところにより、同法第九十三条第一項、」に、「の規定及び」を「及び第百六十五条の五の三第一項の規定並びに」に改め、同条第二項中「並びに」を「同項の規定に該当する」に、「の額」を「の額並びに同項の規定に該当する分配時調整外国税相当額」に改める。

第九条第一項第六号中「資産の流動化に関する法律」を「特定目的会社（資産の流動化に関する法律に、「から」を「をいう。第九条の三の二第三項第二号において同じ。）から」に改める。

第九条の三の二第一項中「及び第四項」を「及び第八項」に、「（第四項」を「（第三項及び第八項」に改め、「する金額」の下に「（第三項の規定により控除する同項各号に定める金額がある場合には、当該金額その他の政令で定める金額を加算した金額）」を加え、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第四項とし、

同項の次に次の三項を加える。

5 第三項の規定の適用がある場合における所得税法第七十条、第七十五条及び第七十九条の規定の適用については、同法第七十条、第七十五条第一号及び第二号並びに第七十九条第一号及び第三号中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（租税特別措置法第九条の三の二第三項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された同項各号に定める金額を控除した金額）」とする。

6 第三項の規定の適用がある場合において、上場株式等の配当等の交付を受ける者が個人であるときは、当該個人に対する所得税法の規定の適用については、同法第九十三条第一項中「収益の分配の支払を受ける場合」とあるのは「収益の分配の支払又は租税特別措置法第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する上場株式等の配当等（以下「上場株式等の配当等」という。）の交付を受ける場合（当該収益の分配又は上場株式等の配当等について同法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合を除く。）」と、「同項」とあるのは「第七十六条第三項」と、「金額」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係

る同法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額（以下「上場株式配当等控除額」という。）のうち所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額（以下「調整対象外国税相当額」という。）（一）と、同法第二百二十条第一項第五号（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）中「金額。」とあるのは「金額とし、上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等（租税特別措置法第八条の五第一項（確定申告を要しない配当所得等）の規定の適用を受けたものを除く。）に係る上場株式配当等控除額のうち所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、同法第六十五条の五の三第一項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「支払を受ける場合に限る」とあるのは「支払又は交付を受ける場合に限るものとし、当該収益の分配又は上場株式等の配当等について租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合を除く」と、「同項に」とあるのは「第一百七十六条第三項に」と、「金額（一）とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額（一）とする。」

7 第三項の規定の適用がある場合において、上場株式等の配当等の交付を受ける者が第一項に規定する内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該内国法人にあつては、法人税法第六十八条第一項中「を除く」とあるのは「(租税特別措置法第九条の三の二第三項(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額(以下「上場株式配当等控除額」という。)のうち所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額(以下「調整対象外国税相当額」という。))を除く。」を除くものとし、当該内国法人が交付を受ける租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等(以下「上場株式等の配当等」という。)に係る上場株式配当等控除額のうち所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額(以下「調整対象所得税相当額」という。))を加える」と、同法第六十九条の二第一項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「金額」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額」と、同法第八十一条の十四第一項中「を除く」とあるのは「(調整対象外国税相当額を除く。))を除くものとし、当該連結法人が交付を受ける上場株式等の配当等に係